

《土木設計委託※・測量委託・地質調査委託》

※ 土木設備に係る設備設計を含む

東京都設計等委託実績評価型総合評価方式

「技術点に関わる資料」の作成に関するQ & A

【資料の作成にあたっては、案件ごとに定めた「公表事項」の内容をよくご確認の上、作成して下さい。】

【企業の経歴等】

（企業の同種・類似業務の実績について）

番 号	内 容	頁
Q 1 - 1	実績の対象となる期間について詳しく教えて下さい。	7
Q 1 - 2	過去、「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務を実施しましたが、テクリスに登録していませんでした。この業務の実績は認められますか？	7
Q 1 - 3	テクリスに登録していない業務や、テクリスに登録しているがデータの不足や誤りにより「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務と確認できない業務について、契約図書等により実績の証明を行うことはできませんか？	7
Q 1 - 4	同種業務又は類似業務の実績は、東京都の発注業務のみ対象となるのでしょうか？	7
Q 1 - 5	対象期間内に実績対象となる同種業務又は類似業務を実施しましたが、テクリス登録が終了しておらず、テクリスの登録内容確認書を提出できません。このような場合、契約図書等により実績の証明を行うことはできませんか？	8
Q 1 - 6	「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務の業務分野が、テクリスの業務分野で確認できない場合、テクリスの他の箇所に登録した業務概要や業務キーワード等により実績の証明を行うことはできませんか？	8

（企業の過去の成績評定の実績について）

番 号	内 容	頁
Q 2 - 1	成績評価点を記入する上での主な注意点は何か？	8

番 号	内 容	頁
Q 2 - 2	成績評価点の対象となる期間について詳しく教えてください。	9
Q 2 - 3	成績評価点の対象は「東京都の発注業務のみ」とされていますが、例えば東京都住宅供給公社の成績評定は対象となりますか？	9
Q 2 - 4	業務完了日が同日の業務が複数存在します。どの業務を採用すればよいですか？	9
Q 2 - 5	「業務完了日が基準日に近いものから順に3件の成績評定点の相加平均」とあります。業務完了日とは、設計等委託成績評定通知書に記載されている完了日のことですか？	10
Q 2 - 6	設計等委託成績評定通知書を紛失してしまい評定点がわかりません。また「写し」も提出できません。どのように対応すればよいですか？	10
Q 2 - 7	設計等委託成績評定通知書の内容に誤りと思われる項目を発見しました。どのように対応すればよいですか？	10
Q 2 - 8	「過去の成績評定の実績（A 2 - 1 ②参照）」を有しませんが、入札への参加申込みは可能ですか？	10

（企業の優良表彰の実績について）

番 号	内 容	頁
Q 3 - 1	実績の対象となる期間について詳しく教えてください。	11
Q 3 - 2	過去の業務において、75 点以上の成績を取得し、「優先指名通知書」を受けました。この通知書により、優良表彰の実績は認められますか？	11
Q 3 - 3	表彰実績のある業種が発注業種と異なる場合、優良表彰の実績は認められますか？	11

（環境への配慮の実績について）

番 号	内 容	頁
Q 4 - 1	S B T 認定若しくはエコ・ファースト制度による認定取得を証明できる書類とは、どのような書類ですか？	11

番 号	内 容	頁
Q 4 - 2	中小企業向け S B T 認定は実績点として認められますか？	11
Q 4 - 3	S B T 認定コミット中の場合でも実績点は認められますか？	11

（雇用・就業への配慮実績について）

番 号	内 容	頁
Q 5 - 1	「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者です。障害のある方を雇用していますが、実績の対象となるのでしょうか。	12

（女性活躍推進の実績について）

番 号	内 容	頁
Q 6 - 1	一般事業主行動計画を令和 4 年 4 月 1 日よりも前に届け出ていた場合、評価の対象となりますか？	13
Q 6 - 2	一般事業主行動計画を令和 4 年 4 月 1 日以降に変更して届け出た場合、評価の対象となりますか？	13

【配置予定技術者等の経歴等】

（配置予定技術者等の保有する資格について）

番 号	内 容	頁
Q 7 - 1	配置予定技術者の資格点を記入する上での主な注意点は何か？	13
Q 7 - 2	資格点が認められるためには、配置予定技術者は、「公表事項」に記載された同種業務又は類似業務の実績が必要ですか？	14
Q 7 - 3	測量委託の場合、実務経験を証明する資料を提出する必要はありますか？	14

（配置予定技術者の同種・類似業務の実績について）

番 号	内 容	頁
Q 8 - 1	実績の対象となる期間について詳しく教えてください。	14
Q 8 - 2	過去、「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務を実施しましたが、テクリスに登録していませんでした。この業務の実績は認められますか？	14
Q 8 - 3	テクリスに登録していない業務や、テクリスに登録しているがデータの不足や誤りにより「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務と確認できない業務について、契約図書等により実績の証明を行うことはできませんか？	15
Q 8 - 4	同種業務又は類似業務の実績は、東京都の発注業務のみ対象となるのでしょうか？	15
Q 8 - 5	対象期間内に実績対象となる同種業務又は類似業務を実施しましたが、テクリス登録が終了しておらず、テクリスの登録内容確認書を提出できません。このような場合、契約図書等により実績の証明を行うことはできませんか？	15
Q 8 - 6	配置予定技術者の実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？	15
Q 8 - 7	配置予定技術者の実績は、主任技術者以外の立場として携わった業務も実績として認められますか？	16

（配置予定技術者の過去の成績評定の実績について）

番 号	内 容	頁
Q 9 - 1	成績評価点を記入する上での主な注意点は何か？	16
Q 9 - 2	成績評価点の対象となる期間について詳しく教えてください。	17
Q 9 - 3	成績評価点の対象は「東京都の発注業務のみ」とされていますが、例えば東京都住宅供給公社の成績評定は対象となりますか？	17
Q 9 - 4	業務完了日が同日の業務が複数存在します。どの業務を採用すればよいですか？	17
Q 9 - 5	「業務完了日が基準日に近いものから順に3件の成績評定点の相加平均」とあります。業務完了日とは、設計等委託成績評定通知書に記載されている完了日のことですか？	17

番 号	内 容	頁
Q 9－6	設計等委託成績評定通知書を紛失してしまい評定点がわかりません。また「写し」も提出できません。どのように対応すればよいですか？	17
Q 9－7	設計等委託成績評定通知書の内容に誤りと思われる項目を発見しました。どのように対応すればよいですか？	18
Q 9－8	「過去の成績評定の実績（A 8－1 ②参照）」を有しませんが、入札への参加申込みは可能ですか？	18
Q 9－9	配置予定技術者の成績評定の実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？	18
Q 9－10	配置予定技術者の成績評定の実績は、主任技術者以外の立場として携わった業務も実績として認められますか？	18

（配置予定技術者の優良表彰の実績について）

番 号	内 容	頁
Q10－1	実績の対象となる期間について詳しく教えてください。	19
Q10－2	過去の委託において、75 点以上の成績を取得し、「優先指名通知書」を受けました。この通知書により、優良表彰の実績は認められますか？	19
Q10－3	表彰実績のある業種が発注業種と異なる場合、優良表彰の実績は認められますか？	19
Q10－4	配置予定技術者の優良表彰の実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？	19
Q10－5	配置予定技術者の優良表彰の実績は、主任技術者以外の立場として携わった業務も実績として認められますか？	19

（配置予定技術者等の継続学習状況について）

番 号	内 容	頁
Q11－1	評価の対象となる C P D 単位取得実績の証明期間について詳しく教えてください。	20

番 号	内 容	頁
Q11-2	対象期間内に継続学習を終了しましたが、登録が終了しておらず、登録証明書を提出できません。このような場合、研修資料等により実績の証明を行うことはできませんか？	20

（配置予定技術者の地域精通度について）

番 号	内 容	頁
Q12-1	配置予定技術者の地域における実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？	20
Q12-2	配置予定技術者の地域における実績は、主任技術者以外の立場として携わった業務も実績として認められますか？	20

【企業の経歴等】

（企業の同種・類似業務の実績について）

Q 1－1 実績の対象となる期間について詳しく教えてください。

A 1－1 巻末資料1をご参照下さい。

Q 1－2 過去、「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務を実施しましたが、テクリスに登録していませんでした。この業務の実績は認められますか？

A 1－2 同種業務又は類似業務の実績はテクリスの登録内容確認書（技術データを含む）により確認しますので、テクリスに登録されていない業務については実績対象として認められません。

また、テクリスに登録された業務でも、登録内容確認書（技術データを含む）により、「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務の実績が確認できなければ認められません。

Q 1－3 テクリスに登録していない業務や、テクリスに登録しているがデータの不足や誤りにより「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務と確認できない業務について、契約図書等により実績の証明を行うことはできませんか？

A 1－3 A 1－2に記載のとおり、同種業務又は類似業務の実績はテクリスの登録内容確認書（技術データを含む）により確認しますので、契約図書等により実績の証明を行うことはできません。

テクリスの登録に不足や誤りがある場合は修正登録を行った上で、テクリス登録内容確認書（技術データを含む）の写しを提出して下さい。

Q 1－4 同種業務又は類似業務の実績は、東京都発注業務のみ対象となるのでしょうか？

A 1－4 同種業務又は類似業務の実績をテクリスで確認できれば東京都発注業務に限らず認められます。

Q 1－5 対象期間内に実績対象となる同種業務又は類似業務を実施しましたが、テクリス登録が終了しておらず、テクリスの登録内容確認書を提出できません。このような場合、契約図書等により実績の証明を行うことはできませんか？

A 1－5 A 1－2に記載のとおり、同種業務又は類似業務の実績はテクリスの登録内容確認書（技術データを含む）により確認しますので、契約図書等により実績の証明を行うことはできません。

Q 1－6 「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務の業務分野が、テクリスの業務分野で確認できない場合、テクリスの他の箇所に登録した業務概要や業務キーワード等により実績の証明を行うことはできませんか？

A 1－6 テクリスに登録された業務でも、登録内容確認書（技術データを含む）により、「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務の業務分野で実績が確認できなければ認められません。（業務分野欄に記載してあるもの以外は認められません。）

（企業の過去の成績評定の実績について）

Q 2－1 成績評価点を記入する上での主な注意点は何か？

A 2－1

① 記載する業務は、東京都が発注した業務ですか？

⇒成績評価点は東京都の知事部局及び公営企業局等が発注した業務のみ対象となります。対象となる具体的な組織名は東京都ホームページ内の「東京都の組織」をご覧ください。

【東京都の組織

https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tosei/soshiki_joho/soshiki/index.html】

② 過去の実績は漏れなく記載しましたか？

⇒本欄には、申請者が対象期間（※1）内に完了した都発注業務のうち、対象となる業種及び分野（※2）の案件について業務完了日が基準日（※3）に近いものから順に3件の成績を記載します。

なお、対象期間及び対象業種・分野は、希望申請業務の「公表事項」と整合しているかよ

く確認して下さい。

- ・(※1) 対象期間とは、基準日(※3)の5年3ヶ月前の日から起算して5年間をいいます。基準日と対象期間については巻末資料1「対象期間一覧表」をご覧ください。
- ・(※2) 対象となる業種及び分野は、案件ごとに定める「公表事項」において、成績評価点算定の対象業務として定められている業種及び分野となります。案件ごとに定める「公表事項」については、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご覧ください。
- ・(※3) 基準日とは、各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日(※4)の直前のものをいいます。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とします。
- ・(※4) 発注予定の公表を開始する日とは、案件ごとに公表を開始した日となります。東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご覧ください。

③ 設計等委託成績評定通知書の写しは添付しましたか？

⇒記載した業務の設計等委託成績評定通知書の写しを提出して下さい。

Q 2 - 2 成績評価点の対象となる期間について詳しく教えて下さい。

A 2 - 2 巻末資料1「対象期間一覧表」及び巻末資料2「成績評価点の算定例」をご参照下さい。

Q 2 - 3 成績評価点の対象は「東京都の発注業務のみ」とされていますが、例えば東京都住宅供給公社の成績評定は対象となりますか？

A 2 - 3 成績評価点の対象は東京都の知事部局及び公営企業局等が発注した業務のみとなりますので、東京都住宅供給公社の成績評定は対象となりません。詳しくはA 2 - 1 ①をご覧ください。

Q 2 - 4 業務完了日が同日の業務が複数存在します。どの業務を採用すればよいですか？

A 2 - 4 成績評定点が低い通知書を優先して採用して下さい。詳しくは巻末資料2「成績評価点の算定例」をご参照下さい。

Q 2－5 「業務完了日が基準日に近いものから順に3件の成績評定点の相加平均」とあります。業務完了日とは、設計等委託成績評定通知書に記載されている完了日のことですか？

A 2－5 設計等委託成績評定通知書に記載されている完了日が業務完了日となります。

Q 2－6 設計等委託成績評定通知書を紛失してしまい評定点がわかりません。また「写し」も提出できません。どのように対応すればよいですか？

A 2－6 設計等委託成績評定通知書を紛失した場合は、発行者（当該業務の担当部局）へ再発行を申請して下さい。なお再発行には時間を要することもありますので、申請は余裕を持って行って下さい。

Q 2－7 設計等委託成績評定通知書の内容に誤りと思われる項目を発見しました。どのように対応すればよいですか？

A 2－7 発行者（当該業務の担当部局）へ連絡していただき、誤りの有無をご確認下さい。誤りが確定すれば、設計等委託成績評定通知書の訂正等について発行者と相談をお願いします。

Q 2－8 「過去の成績評定の実績（A 2－1②参照）」を有しませんが、入札への参加申込みは可能ですか？

A 2－8 成績評価点は0点となりますが、案件ごとに定める入札参加条件を満たせば入札参加申込みは可能です。

（企業の優良表彰の実績について）

Q 3－1 実績の対象となる期間について詳しく教えてください。

A 3－1 巻末資料 1 をご参照下さい。

Q 3－2 過去の業務において、75 点以上の成績を取得し、「優先指名通知書」を受けました。
この通知書により、優良表彰の実績は認められますか？

A 3－2 「優先指名通知書」は、優良表彰の実績と直接的な関係はありませんので、認められません。

Q 3－3 表彰実績のある業種が発注業種と異なる場合、優良表彰の実績は認められますか？

A 3－3 「公表事項」に定められた表彰制度に基づく表彰を、同じく「公表事項」に定められた期間内に受けていれば、業種を問わず評価点の算定対象となります。

（環境への配慮の実績について）

Q 4－1 S B T 認定若しくはエコ・ファースト制度による認定取得を証明できる書類とは、どのような書類ですか？

A 4－1 認定取得企業として公表されているホームページの画面コピーや URL 等が考えられます。

Q 4－2 中小企業向け S B T 認定は実績点として認められますか？

A 4－2 認められます

Q 4－3 S B T 認定コミット中の場合でも実績点は認められますか？

A 4－3 コミットとは、2 年以内に S B T 認定を取得すると宣言することであり、認定を取得した場合とは異なりますので、実績点は認められません。

（雇用・就業への配慮実績について）

Q 5 - 1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者です。障害のある方を雇用していますが、実績の対象となるのでしょうか。

A 5 - 1 実績対象となる障害者の方は、障害者雇用促進法第 2 条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」です。（ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に限ります。）

詳しくは以下のとおりです。

ア 身体障害者

「身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号）」の 1 級から 6 級までに掲げる身体障害がある方及び 7 級に掲げる障害が 2 つ以上重複している方をいいます。

確認のため、身体障害者手帳の写しを提出して下さい。

イ 重度身体障害者

「身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号）」の 1 級又は 2 級に該当する障害を有する方及び同表の 3 級に該当する障害を 2 つ以上重複して有すること等によって 2 級に相当する障害を有するとされる方をいいます。

確認のため、身体障害者手帳の写しを提出して下さい。

ウ 知的障害者

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害があると判定された方をいいます。

確認のため、療育手帳等（自治体により名称が異なります。）又は判定を受けた機関の判定書の写しを提出して下さい。

エ 重度知的障害者

知的障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害の程度が重いと判定された方です。

確認のため、療育手帳等（自治体により名称が異なります。）又は判定を受けた機関の判定書の写しを提出して下さい。

オ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、症状が安定し、就労が可能な状態にある方をいいます。

確認のため、精神障害者保健福祉手帳の写しを提出して下さい。

また、雇用期間、労働時間、雇用人数等についても規定が定められています。詳しくは発注案件ごとの「公表事項」をご覧ください。

（女性活躍推進の実績について）

Q 6－1 一般事業主行動計画を令和4年4月1日より前に届け出ている場合、評価の対象となりますか？

A 6－1 評価の対象となるのは、令和4年4月1日以降かつ競争入札参加申込受付期間の末日の2年前の日から起算して2年の間に、一般事業主行動計画を策定したとして各労働局あてに届け出た場合ですので、一般事業主行動計画策定届の届出年月日が令和4年3月31日以前の場合は評価対象とはなりません。

なお、本加点措置は令和8年度までの特例措置です。

Q 6－2 一般事業主行動計画を令和4年4月1日以降に変更して届け出た場合、評価の対象となりますか？

A 6－2 評価の対象となるのは、新たに一般事業主行動計画を策定したとして各労働局あてに届け出た場合ですので、変更届の場合は評価対象とはなりません。

なお、本加点措置は令和8年度までの特例措置です。

【配置予定技術者等の経歴等】

（配置予定技術者等の保有する資格について）

Q 7－1 配置予定技術者の資格点を記入する上での主な注意点は何か？

A 7－1

① 配置予定技術者の方は、「公表事項」に定められた資格を有していますか？

⇒配置予定技術者は、「公表事項」に定められた資格（資格1、資格2）のいずれかに該当する場合、評価点の算定対象となります。

② 「公表事項」に定められた資格区分（資格1、資格2）のどれに適合しますか？

⇒配置予定技術者の方が有する資格により得点（資格点）が変わります。「公表事項」に基づき正しい資格区分を記載して下さい。

③ 資格者証の写しは添付しましたか？

⇒対象となる資格を有することの証明資料として資格者証等の写しを提出して下さい。（測
量の場合は、資格者証等の写し及び実務経験証明書（別紙２参照）を提出して下さい。）

なお、技術検定の合格後から資格者証等が発行されるまでの間については、指定試験機
関が通知する合格通知書の写しを提出して下さい。

**Ｑ 7－2 資格点が認められるためには、配置予定技術者は「公表事項」に記載された同種業
務又は類似業務の実績が必要ですか？**

A 7－2 A 7－1 ①の資格を有していれば、同種業務又は類似業務の実績がなくても評価の対
象となります。

Ｑ 7－3 測量委託の場合、実務経験を証明する資料を提出する必要はありますか？

A 7－3 測量の場合は、配置予定技術者の「実務経験証明書」（別紙２参照）を提出してくだ
さい。実務経験証明書は、内容を正確に記載した上で、証明者の会社名及び氏名の記
載があることを確認してください。

また、実務経験の年数については、技術者が実際に業務に従事した期間となります。
（履行期限ではありません。）

（配置予定技術者の同種・類似業務の実績について）

Ｑ 8－1 実績の対象となる期間について詳しく教えてください。

A 8－1 巻末資料１をご参照下さい。

**Ｑ 8－2 過去、「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務を実施しましたが、テクリ
スに登録していませんでした。この業務の実績は認められますか？**

A 8－2 同種業務又は類似業務の実績はテクリスの登録内容確認書（技術データを含む）に
より確認しますので、テクリスに登録されていない業務については実績対象と認めら
れません。

また、テクリスに登録された業務でも、登録内容確認書（技術データを含む）により、「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務の実績が確認できなければ認められません。

Q 8－3 テクリスに登録していない業務や、テクリスに登録しているがデータの不足や誤りにより「公表事項」に定められた同種業務又は類似業務と確認できない業務について、契約図書等により実績の証明を行うことはできませんか？

A 8－3 A 8－2に記載のとおり、同種業務又は類似業務の実績はテクリスの登録内容確認書（技術データを含む）により確認しますので、契約図書等により実績の証明を行うことはできません。

テクリスの登録に不足や誤りがある場合は修正登録を行った上で、テクリス登録内容確認書（技術データを含む）の写しを提出して下さい。

Q 8－4 同種業務又は類似業務の実績は、東京都の発注業務のみ対象となるのでしょうか？

A 8－4 同種業務又は類似業務の実績をテクリスで確認できれば東京都発注業務に限らず認められます。

Q 8－5 対象期間内に実績対象となる同種業務又は類似業務を実施しましたが、テクリス登録が終了しておらず、テクリスの登録内容確認書を提出できません。このような場合、契約図書等により実績の証明を行うことはできませんか？

A 8－5 A 8－2に記載のとおり、同種業務又は類似業務の実績はテクリスの登録内容確認書（技術データを含む）により確認しますので、契約図書等により実績の証明を行うことはできません。

Q 8－6 配置予定技術者の実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？

A 8－6 技術者の実績を評価しますので、以前に所属していた会社の実績でも認められます。

Q 8－7 配置予定技術者の実績は、主任技術者以外の立場として携わった業務も実績として認められますか？

A 8－7 配置予定技術者が主任技術者として携わった業務の実績のみ評価対象となります。
(テクリスの登録内容確認書の主任技術者名により確認いたします。)

(配置予定技術者の過去の成績評定の実績について)

Q 9－1 成績評価点を記入する上での主な注意点は何か？

A 9－1

① 記載する業務は、東京都が発注した業務ですか？

⇒成績評価点は東京都の知事部局及び公営企業局等が発注した業務のみ対象となります。対象となる具体的な組織名は東京都ホームページ内の「東京都の組織」をご覧ください。

【東京都の組織

https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tosei/soshiki_joho/soshiki/index.html】

② 過去の実績は漏れなく記載しましたか？

⇒本欄には、申請者が対象期間（※1）内に完了した都発注業務のうち、対象となる業種及び分野（※2）の案件について業務完了日が基準日（※3）に近いものから順に3件の成績を記載します。

なお、対象期間及び対象業種・分野は、希望申請業務の「公表事項」と整合しているかよく確認して下さい。

- ・（※1） 対象期間とは、基準日（※3）の5年3ヶ月前の日から起算して5年間をいいます。基準日と対象期間については巻末資料1「対象期間一覧表」をご覧ください。
- ・（※2） 対象となる業種及び分野は、案件ごとに定める「公表事項」において、成績評価点算定の対象業務として定められている業種及び分野となります。案件ごとに定める「公表事項」については、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご覧ください。
- ・（※3） 基準日とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日（※4）の直前のものをいいます。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とします。
- ・（※4） 発注予定の公表を開始する日とは、案件ごとに公表を開始した日となります。東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご覧ください。

③ 設計等委託成績評定通知書の写しは添付しましたか？

⇒記載した業務の設計等委託成績評定通知書の写しを提出して下さい。

Q 9 - 2 成績評価点の対象となる期間について詳しく教えてください。

A 9 - 2 巻末資料 1 「対象期間一覧表」及び巻末資料 2 「成績評価点の算定例」をご参照下さい。

Q 9 - 3 成績評価点の対象は「東京都の発注業務のみ」とされていますが、例えば東京都住宅供給公社の成績評定は対象となりますか？

A 9 - 3 成績評価点の対象は東京都の知事部局及び公営企業局等が発注した業務のみとなりますので、東京都住宅供給公社の成績評定は対象となりません。詳しくはA 8 - 1 ①をご覧ください。

Q 9 - 4 業務完了日が同日の業務が複数存在します。どの業務を採用すればよいですか？

A 9 - 4 成績評定点が低い通知書を優先して採用して下さい。詳しくは巻末資料 2 「成績評価点の算定例」をご参照下さい。

Q 9 - 5 「業務完了日が基準日に近いものから順に 3 件の成績評定点の相加平均」とあります。業務完了日とは、設計等委託成績評定通知書に記載されている完了日のことですか？

A 9 - 5 設計等委託成績評定通知書に記載されている完了日が業務完了日となります。

Q 9 - 6 設計等委託成績評定通知書を紛失してしまい評定点がわかりません。また「写し」も提出できません。どのように対応すればよいですか？

A 9 - 6 設計等委託成績評定通知書を紛失した場合は、発行者（当該業務の担当部局）へ再発行を申請して下さい。なお再発行には時間を要することもありますので、申請は余裕を持って行って下さい。

Q 9－7 設計等委託成績評定通知書の内容に誤りと思われる項目を発見しました。どのように対応すればよいですか？

A 9－7 発行者（当該業務の担当部局）へ連絡していただき、誤りの有無をご確認下さい。誤りが確定すれば、設計等委託成績評定通知書の訂正等について発行者と相談をお願いします。

Q 9－8 「過去の成績評定の実績（A 9－1 ②参照）」を有しませんが、入札への参加申込みは可能ですか？

A 9－8 成績評価点は0点となりますが、案件ごとに定める入札参加条件を満たせば入札参加申込みは可能です。

Q 9－9 配置予定技術者の成績評定の実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？

A 9－9 原則として、現在所属している会社での業務実績のうち、基準日に近いものから順に3件の成績評定により評価点を算定します。ただし、以前に所属していた会社で主任技術者として携わった業務であっても、当該業務の設計等委託成績評定通知書を用意できる場合は、評価の対象とすることができます。

Q 9－10 配置予定技術者の成績評定の実績は、主任技術者以外の立場として携わった業務も実績として認められますか？

A 9－10 配置予定技術者が主任技術者として携わった業務の実績のみ評価対象となります。（設計等委託成績評定通知書、又は、テクリスの登録内容確認書の主任技術者名により確認いたします。）

(配置予定技術者の優良表彰の実績について)

Q10-1 実績の対象となる期間について詳しく教えてください。

A10-1 巻末資料1をご参照下さい。

Q10-2 過去の業務において、75点以上の成績を取得し、「優先指名通知書」を受けました。
この通知書により、優良表彰の実績は認められますか？

A10-2 「優先指名通知書」は、優良表彰の実績と直接的な関係はありませんので、認められません。

Q10-3 表彰実績のある業種が発注業種と異なる場合、優良表彰の実績は認められますか？

A10-3 「公表事項」に定められた表彰制度に基づく表彰を、同じく「公表事項」に定められた期間内に受けていれば、業種を問わず評価点の算定対象となります。

Q10-4 配置予定技術者の優良表彰の実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？

A10-4 技術者の優良表彰の実績を評価しますので、以前に所属していた会社の実績でも認められます。

Q10-5 配置予定技術者の優良表彰の実績は、主任技術者以外の立場として携わった業務も実績として認められますか？

A10-5 配置予定技術者が主任技術者として携わった業務の実績のみ評価対象となります。
(贈呈された賞状等の書状、設計等委託成績評定通知書、又は、テクリスの登録内容確認書の主任技術者名により確認いたします。)

（配置予定技術者等の継続学習状況について）

Q11－1 評価の対象となるCPD単位取得実績の証明期間について詳しく教えてください。

A11－1 巻末資料1をご参照下さい。

Q11－2 対象期間内に継続学習を終了しましたが、登録が終了しておらず、登録証明書を提出できません。このような場合、研修資料等により実績の証明を行うことはできませんか？

A11－2 継続学習の状況は、「公表事項」に定められた建設系CPD協議会等の構成団体が発行する登録証明書により確認しますので、研修資料等により実績の証明を行うことはできません。（パソコン画面に表示された学習状況の写しは実績として認められません。）

（配置予定技術者の地域精通度について）

Q12－1 配置予定技術者の地域における実績は、現在所属している会社での実績に限られるのでしょうか？

A12－1 技術者の地域における履行実績を評価しますので、以前に所属していた会社の実績でも認められます。

Q12－2 配置予定技術者の地域における実績は、主任技術者以外の立場として携わった業務も実績として認められますか？

A12－2 配置予定技術者が主任技術者として携わった業務の実績のみ評価対象となります。（設計等委託成績評定通知書、又は、テクリスの登録内容確認書の主任技術者名により確認いたします。）

対象期間一覧表(令和8年度)

令和8年度の 公表開始日	令和8年度の 基準日	対象項目		様式 番号	対象期間
4月1日から 6月30日	4月1日	企業の経歴等	同種・類似業務の実績	イ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			過去の委託成績評定の実績	ウ	令和3年 1月1日から令和7年12月31日まで
			優良表彰の実績	エ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			地域精進度	オ	令和5年 1月1日から令和7年12月31日まで
			事故及び不誠実な行為の有無	カ	令和5年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			災害協定締結の有無	キ	競争入札参加申込み時点まで
			環境への配慮実績(とうきょう森づくり貢献認証制度)	ク	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			雇用・就業への配慮実績	ケ	要綱による
			家庭と仕事の両立支援配慮実績	コ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)	サ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
		配置予定技術者等 の経歴等	同種・類似業務の実績	ス	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			過去の委託成績評定の実績	セ	令和3年 1月1日から令和7年12月31日まで
			優良表彰の実績	ソ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			継続学習状況	タ	別紙1による
7月1日から 9月30日	7月1日	企業の経歴等	同種・類似業務の実績	イ	令和3年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			過去の委託成績評定の実績	ウ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			優良表彰の実績	エ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			地域精進度	オ	令和5年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			事故及び不誠実な行為の有無	カ	令和5年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			災害協定締結の有無	キ	競争入札参加申込み時点まで
			環境への配慮実績(とうきょう森づくり貢献認証制度)	ク	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			雇用・就業への配慮実績	ケ	要綱による
			家庭と仕事の両立支援配慮実績	コ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)	サ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
		配置予定技術者等 の経歴等	同種・類似業務の実績	ス	令和3年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			過去の委託成績評定の実績	セ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			優良表彰の実績	ソ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			継続学習状況	タ	別紙1による
10月1日から 12月31日	10月1日	企業の経歴等	同種・類似業務の実績	イ	令和3年10月1日から令和8年 9月30日まで
			過去の委託成績評定の実績	ウ	令和3年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			優良表彰の実績	エ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			地域精進度	オ	令和5年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			事故及び不誠実な行為の有無	カ	令和5年10月1日から令和8年 9月30日まで
			災害協定締結の有無	キ	競争入札参加申込み時点まで
			環境への配慮実績(とうきょう森づくり貢献認証制度)	ク	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			雇用・就業への配慮実績	ケ	要綱による
			家庭と仕事の両立支援配慮実績	コ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)	サ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
		配置予定技術者等 の経歴等	同種・類似業務の実績	ス	令和3年10月1日から令和8年 9月30日まで
			過去の委託成績評定の実績	セ	令和3年 7月1日から令和8年 6月30日まで
			優良表彰の実績	ソ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			継続学習状況	タ	別紙1による
1月1日から 3月31日	1月1日	企業の経歴等	同種・類似業務の実績	イ	令和4年 1月1日から令和8年12月31日まで
			過去の委託成績評定の実績	ウ	令和3年10月1日から令和8年 9月30日まで
			優良表彰の実績	エ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			地域精進度	オ	令和5年10月1日から令和8年 9月30日まで
			事故及び不誠実な行為の有無	カ	令和6年 1月1日から令和8年12月31日まで
			災害協定締結の有無	キ	競争入札参加申込み時点まで
			環境への配慮実績(とうきょう森づくり貢献認証制度)	ク	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			雇用・就業への配慮実績	ケ	要綱による
			家庭と仕事の両立支援配慮実績	コ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)	サ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
		配置予定技術者等 の経歴等	同種・類似業務の実績	ス	令和4年 1月1日から令和8年12月31日まで
			過去の委託成績評定の実績	セ	令和3年10月1日から令和8年 9月30日まで
			優良表彰の実績	ソ	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
			継続学習状況	タ	別紙1による

※ 公表開始日は、東京都電子調達システムにおける「入札情報サービス」の「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。

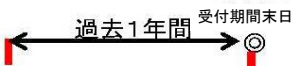
検索結果として表示される「発注予定 案件一覧」において、案件ごとに「公表日」として記載されています。

(別紙 1)

「配置予定技術者等の継続学習状況」
C P D 単位取得実績の証明期間

- C P D 単位取得の証明は、対象業務の競争入札参加申込み受付期間の末日の 1 年前の日から起算して 1 年の間に証明期間の一部が含まれていることとする。
- C P D の証明期間は団体毎に異なることから、C P D 登録証明書等が何年間の実績を証明しているか明確にすること。
- 証明期間は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。（例：証明期間 1 年 3 ヶ月の証明書の場合は、2 年の証明書として評価する。）

推奨単位: 50 単位 / 年 の場合

		評価単位	評価
ケース 1	証明期間: 1 年間 登録単位: 55 単位 証明書発行日 ○	55 単位 / 年	加点評価する
ケース 2	証明期間: 1 年間 登録単位: 80 単位 証明書発行日 ○	80 単位 / 年	加点評価する
ケース 3	証明期間: 1 年間 登録単位: 150 単位 証明書発行日 ○	0 単位 / 年	加点評価しない
ケース 4	証明期間: 1 年間 登録単位: 130 単位 証明書発行日 ○	0 単位 / 年	加点評価しない
ケース 5	証明期間: 2 年間 登録単位: 130 単位 証明書発行日 ○	65 単位 / 年	加点評価する
ケース 6	証明期間: 1 年 3 ヶ月 登録単位: 80 単位 証明書発行日 ○	40 単位 / 年	加点評価しない

出展：国土交通省関東地方整備局

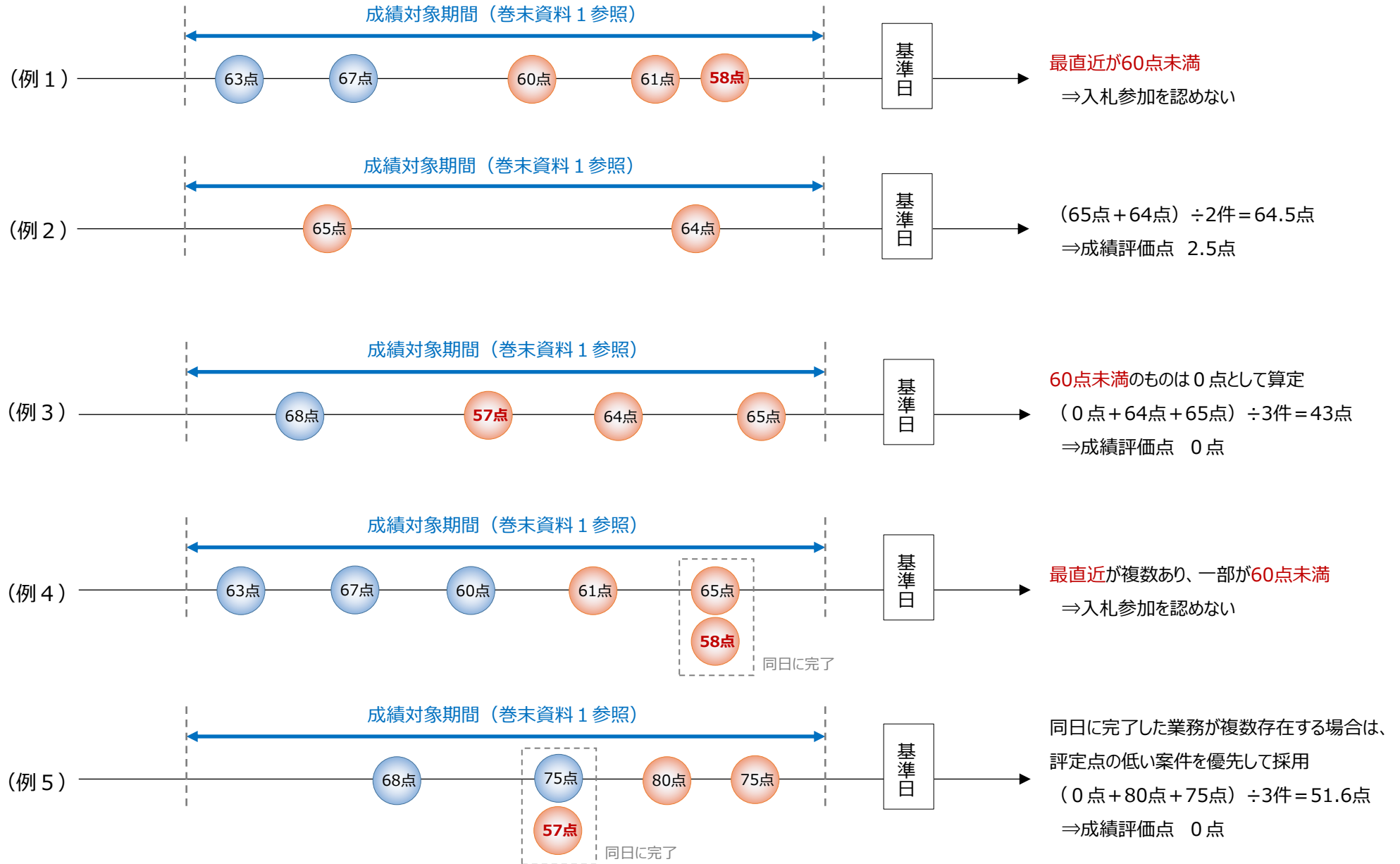
平成 28 年 8 月 1 日付関東地方整備局企画部技術管理課

「平成 28 年建設コンサルタント業務等に係る入札・契約、総合評価に関する変更点について」

参加表明書等において注意いただきたい事項 (4) 継続教育 (CPD) の評価について

成績評価点の算定例

(巻末資料 2)



※成績評価点算定の対象とする業務は「公表事項」で指定された業種及び分野の業務に限る。

実務経験証明書

(測量委託の場合のみ)

下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

記

技 術 者 の 氏 名	東京 太郎	生 年 月 日	昭和40年4月1日	
最 終 学 歴	〇〇大学工学部土木工学科 〇年〇月〇日 卒業			
資 格 取 得 年 月 日	測量士 平成10年4月1日			
委 託 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数		
		年 月 日	月数計	累計
環状〇〇線現況調査	道路拡幅に伴う用地を確保するため測量委託標準仕様書に則り現況測量、路線測量を行った。	平成11年4月から平成12年3月まで	12ヶ月	12ヶ月
△△△現況調査	△△△△△	平成12年4月から平成12年10月まで	7ヶ月	19ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	ヶ月
		年 月 から 年 月 まで	ヶ月	

注1 主任技術者は、測量法による測量士資格取得後8年(96ヶ月)以上の実務経験を有する者又は測量士補取得後12年(144ヶ月)以上の実務経験を有し測量士を取得した者とする。測量士、測量士補取得後の実務経験年数を満たす内容を記載すること。